

霞ヶ浦河川事務所 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度について

1. 目的

霞ヶ浦河川事務所管内の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを評価するとともに、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を選定し、これを表彰することにより、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組をより一層推進することを目的とした制度です。

2. 選定方法

表彰の対象となる建設業担い手の確保・育成貢献工事の選定は、表彰対象年度に完成し、施工が優秀であって建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事の中から、霞ヶ浦河川事務所において審査を行い、選定するものとします。

3. 選定方針

- 1) 当該工事の成績が優秀なもの、又はその功績が顕著なもの。
- 2) 当該工事において、受注者から担い手の確保及び育成に関する取組として実施報告のあった取組が総合的に優れたもの。

(取組例)

- ・建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
- ・建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
- ・建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
- ・若手・女性技術者の確保・育成のための取組

4. その他

建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰の受賞者は、霞ヶ浦河川事務所が総合評価落札方式にて発注する工事において、技術力評価が優位になります。